

事案書（
 ☒
 経営会議

 ☐
 調整会議

開催日：平成23年1月20日（木）

担当課：街づくり計画部 渋谷土地区画整理事務所 事業管理課

政策部 総合政策課

件 名：渋谷(南部地区)土地区画整理事業の見直しについて																											
提出理由：事業計画期間の延伸及び事業費の見直しを行いたいため																											
内 容：																											
1 現状		3 整備予定・事業費																									
・本事業は高座渋谷駅周辺の約 42.0ha を対象区域として、公共施設の改善整備及び宅地の利用増進を目的とする土地区画整理事業である。		H23 東口駅前広場、滝山街道等整備																									
・平成 5 年に事業計画の決定を行なったものの、換地設計等に時間を要したため、本格的な工事は、平成 10 年度から着手している。		H24 渋谷小学校外周部整備、 5 号公園等整備																									
・整備面積は、平成 21 年度末で約 69%、平成 22 年度末で約 77%の 32.4ha となる見込みであり、残整備面積は 9.6ha となる。		H25 4 6 7 号線、事務所周辺区域整備																									
・現在の計画では、平成 23 年度末を完了予定としているが、残る小田急線東側区域 9.6ha 内の道路や宅地、公園等の整備を計画期間内に完了することは、困難な状況になっている。		H26 渋谷小学校北側区域整備																									
		H27 東線・滝山街道の電線地中化等																									
		H28 街路樹等の修景整備、貯留施設																									
		・事業費は、約 8,065 百万円。																									
2 事業計画期間延伸の考え方		4 第 8 次大和市総合計画基本計画の変更																									
・平成 22 年度末までの整備実績(32.4ha)から単年度あたりの平均整備面積を算出すると、約 2 ～3ha/年であり、残面積 9.6ha の道路及び宅地整備には約 4 年を要することとなる。		・事業計画の延伸に伴い、第 8 次大和市総合計画基本計画に掲げるめざす成果を計る指標の目標値を変更する。																									
・従って、地権者の生活に直接影響のある画地・区画道路の整備を優先し平成 26 年度までに完了させ、権利者に使用収益開始を図るものとする。																											
・その後、残る都市計画道路の電線地中化、緑化等の修景整備を約 2 年間で実施することとし、事業延伸期間を 5 年間として、完了予定年度を平成 28 年度とする。																											
		<table><tr><td colspan="2">めざす成果</td><td colspan="3">市街地の整備が計画的に進んでいる</td></tr><tr><td rowspan="3">成果を計る指標</td><td></td><td colspan="3">渋谷（南部地区）土地区画整理の進捗率</td></tr><tr><td></td><td>現状値 H19 (2007)</td><td>中間目標値 H23 (2011)</td><td>目標値 H25 (2013)</td></tr><tr><td>変更前</td><td>60.2%</td><td>100%</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>変更後</td><td>60.2%</td><td>81.4%</td><td>93.3%</td></tr></table>			めざす成果		市街地の整備が計画的に進んでいる			成果を計る指標		渋谷（南部地区）土地区画整理の進捗率				現状値 H19 (2007)	中間目標値 H23 (2011)	目標値 H25 (2013)	変更前	60.2%	100%	—		変更後	60.2%	81.4%	93.3%
めざす成果		市街地の整備が計画的に進んでいる																									
成果を計る指標		渋谷（南部地区）土地区画整理の進捗率																									
		現状値 H19 (2007)	中間目標値 H23 (2011)	目標値 H25 (2013)																							
	変更前	60.2%	100%	—																							
	変更後	60.2%	81.4%	93.3%																							
※なお、総合計画基本計画の変更については、事業計画の変更時期と併せて行う。																											
経過		今後の予定																									
H9. 1 事業計画変更 (施行期間を平成 23 年度末までに延長)		H23. 2 議会への情報提供																									
H21.6 施行期間延伸、及び資金計画の検討		H23. 2 事業計画事前協議書の提出(神奈川県, 国)																									
H22.3 事業計画の素案作成		H23. 4 事業計画縦覧(事業期間延伸、資金計画変更等)																									
H22.6 関係機関との協議		H23. 6 事業計画決定(公告)																									
		H23. 8 実施計画協議、変更承認																									